

## 令和5年度

## 償却資産申告の手引き

## 群馬県大泉町

町税につきましては、平素から格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税対象となります。大泉町内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日(1月1日)現在に所有している償却資産について申告をしていただくことになっております。

**申告は令和5年1月31日(火)までにお願ひします。**

\*前年中に資産の増減がない場合でも、申告書は必ず提出してください。

## 1. 申告方法について

## (1) ご提出いただく書類

申告方式	申告していただく方	申告内容	提出書類等	
一般方式	令和4年1月2日以降に新規に事業を開始された方(初めて申告される方)	資産がある場合	令和5年1月1日現在に所有されている全資産を申告してください。	・申告書 ・種類別明細書
		資産がない場合	申告書の備考欄に「該当なし」と記入し提出してください。	・申告書
	上記以外の方	資産の増減がある場合	お送りした申告書と種類別明細書をもとに、令和4年1月2日から令和5年1月1日までの増減資産を申告してください。	・申告書 ・種類別明細書
		資産の増減がない場合	申告書の備考欄の「異動なし」に丸をつけてください。	・申告書
	廃業・解散等がされた場合	申告書備考欄にその旨を記入し提出してください。	・申告書	
自社電算方式	自社電算により申告される方		申告内容にかかわらず、令和5年1月1日現在に所有されている全資産を申告してください。また、種類別明細書に各資産の評価額及び課税標準額等を記入し、申告書に合計額を記入してください。	・申告書 ・種類別明細書

\*記入にあたっては、記入例(8ページから11ページ)を参照してください。

## (2) 提出先及び問合せ先

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 大泉町役場 財務部税務課資産税係  
電話 0276-63-3111(内線572) FAX 0276-63-3921

## 2. 償却資産とは

### (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産や政令で定める資産以外のものをいいます。

(地方税法第341条第4号)

### (2) 償却資産の課税対象となり申告しなければならない資産

- a. **税務会計上減価償却の対象となる資産。**
- b. **耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産。**ただし、10万円未満であっても、税務会計上固定資産として計上しているものは対象になります。
- c. **減価償却を行っていない資産**でも、本来減価償却を行うことができる資産。
- d. 法定の減価償却が終わり、**帳簿上は残存価額のみが計上されている資産。**
- e. **資本的支出としての改良費**は、本体部分とは別に1個の償却資産として申告してください。
- f. **企業会計上簿外資産**として取扱われている資産であっても、1月1日現在事業の用に供しているもの。
- g. 企業会計上**建設仮勘定**で計上されている資産でも、1月1日現在工事の一部又は全部が完成し、事業の用に供している資産又は事業の用に供することができる状態にある資産。
- h. **遊休、未稼働の資産**であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- i. **清算中の法人が所有する償却資産**のうち、清算事務の用に供されているもの及び他に貸し付けているもの。
- j. トラック、ブルドーザー、クレーン車等の**大型特殊自動車**で、分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の番号がついたもの。また、標札プレートの番号登録をしていないもの。
- k. 資産の所有者が、**他の者に貸し付けてその貸付先で事業の用に供されている資産**。ただし、その所有者が資産の貸付けを業としている場合は、貸し付けられた資産が貸付先で事業の用に供しているか否かに関わらず申告が必要です。
- l. **リース期間満了後無償譲渡される資産**は、原則として借主が申告してください。
- m. **割賦購入資産で割賦代金が完済されていない資産**（売主に所有権が留保されている資産）は原則として買主が申告してください。
- n. **建物附属設備**には家屋に含まれるものと償却資産として申告していただくものがあります。（詳しくは3ページを参照してください。）
- o. **賃借人が施したテナント等の家屋の附帯設備**は、通常家屋に含まれるものであっても、償却資産として賃借人が申告してください。（申出が必要です。）

\* 具体例は12ページを参照してください。

### (3) 償却資産の課税対象とはならず申告する必要がない資産

- a. 商品、貯蔵品等の棚卸資産
- b. 建物、建物附属設備のうち、家屋調査において家屋に含まれているもの
- c. 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの  
自動車（大型特殊を除く）、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は二重課税を避けるため、固定資産税の課税対象にはなりません。
- d. 絵画、骨董品等の美術品、芸術品で減価しない（価値が下がらない）もの
- e. 無形減価償却資産（特許権、電話加入権等）
- f. 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの
- g. 取得価額20万円未満の資産で3年間で均等償却したもの
- h. 繰延資産

### (4) 償却資産と家屋の区分（償却資産と家屋の所有者が同一の場合）

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含まれるもの
内装・造作	天井・壁・床仕上・造作等		工事一式
電気設備	受・変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管
	インターホン設備	インターホン機器	配線、配管
衛生設備	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
	給排水設備	屋外の給排水設備、特定の生産又は事業用設備	屋内の給排水設備（配管、バルブ、ポンプ、屋内入水タンク、カラン等）
	給湯設備	給湯器等の局所式給湯設備（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用給湯器
空調設備	ガス設備	屋外の配管、メーター、特定の生産又は事業用設備	屋内の配管
		ルームエアコン、特定の生産又は事業用設備	左記以外の設備
消火設備		消火器、避難器具、消火栓設備のホース、ノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		ベルトコンベア、気送子等	エレベーター設備、エスカレーター設備、ダムウェーター設備等
外構工事		工事一式	
その他		冷凍倉庫の冷凍設備、広告塔、カーテン、LAN設備等	

## (5) 特定附帯設備

償却資産と家屋の区分は通常、3ページの例によりますが、賃借人が事業の用に供するために取り付けた建物附帯設備一式、天井・壁・床仕上、建具、造作は申出により償却資産として賃借人に申告していただくことになります。必要書類等詳しくはお問い合わせください。

## 3. 太陽光発電設備について

### (1) 申告が必要となる要件

#### a. 個人（住宅用）の場合

発電出力が10kW以上で余剰または全量売電の場合、申告が必要です。

※家屋に一体として設置された建材（パネルが屋根材になっているもの）の太陽光発電設備は、家屋として課税されているため申告は不要です。

#### b. 法人・個人事業主の場合

事業のために用いている資産となるため、発電出力、売電の有無にかかわらず償却資産として申告が必要です。

アパートの屋根に設置している場合も不動産賃貸業の業務用資産として申告が必要です。

### (2) 申告対象となる資産

太陽光パネル、架台、送電設備、電力計、パワーコンディショナーなど

## 4. 国税との主な違い

項目	地方税の取扱い(固定資産税)	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	『固定資産評価基準』に定められた定率法(旧定率法)によります	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	認められます	認められます
中小企業者の少額減価償却資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず認められません	認められます
償却可能限度額	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価	原則として区分評価

\* 国税の取扱いについては、税務署にお問い合わせください。

## 5. 税額等の算出方法

### (1) 評価額の算出方法

償却資産の評価額は資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に応じた減価率(旧定率法)により、申告していただいた資産一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

<計算方法>

前年中に取得した資産 評価額 = 取得価額 × ( 1 - 減価率 ÷ 2 )

前年前に取得した資産 評価額 = 前年度評価額 × ( 1 - 減価率 )

<計算例>

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和3年度評価額
舗装路面 (アスファルト)	令和4年3月	1,500,000円	10年	0.206	1,500,000 × (1 - 0.206 ÷ 2) = 1,345,500
パソコン	令和3年8月	350,000円	4年	0.438	350,000 × (1 - 0.438 ÷ 2) = 273,350 (前年度評価額) 273,350 × (1 - 0.438) = 153,622

\* 初年度の評価額は取得月に係わらず、半年償却により計算を行います。

\* 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

### (2) 課税標準額

一品ごとに算出された評価額を合計したものが課税標準額となります。なお、課税標準の特例(6ページを参照してください)の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額となります。

### (3) 税額の算出方法

税額(100円未満切り捨て) = 償却資産の課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税率(100分の1.4)

### (4) 免税点

資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

<減価率及び減価残存率表>

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945				

## 6. 非課税・課税標準の特例等

### (1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」を提出してください。

### (2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、固定資産税が軽減されます。特例適用条件や必要書類の詳細については、お問い合わせください。

<課税標準の特例適用資産例> (一部抜粋)

特例適用事業	対象となる資産	適用期間及び条件	特例率	適用条項	
ガス事業の製造供給施設	一般ガス事業者又は簡易ガス事業者が新設したガス製造・供給設備	最初の5年 その後の5年	1/3 2/3	第349条の3第2項	
浸水防止用設備	洪水浸水想定区域内の地下施設等に、洪水時、雨水出水時の避難の確保及び浸水の防止を図るための設備（わがまち特例）	最初の5年 平成29年4月1日～ 令和5年3月31日までに取得	2/3	附則第15条第29項	
公共の危害防止のための施設・設備	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設（わがまち特例）	永年 令和4年4月1日～ 令和6年3月31日までに取得	1/3	附則第15条第2項第1～5号	
	ごみ処理施設		1/2		
	一般廃棄物の最終処分場		2/3		
	産業廃棄物処理施設（石棉が含まれているもの） （上記以外のもの）		1/2 1/3		
	公共下水道を使用する者が設置した除害施設（わがまち特例）		4/5		
再生可能エネルギー発電設備	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定めるもの※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けたものを除く（わがまち特例）	最初の3年 令和2年4月1日～ 令和6年3月31日までに取得	2/3	附則第15条第26項第1号	
	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備※認定を受けたものに限る（わがまち特例）				
	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備※認定を受けたものに限る（わがまち特例）		1/2		附則第15条第26項第3号
	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備※認定を受けたものに限る（わがまち特例）				
	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの※認定を受けたものに限る（わがまち特例）				
中小企業認定先端設備	生産性向上特別措置法に規定する認定を受け、先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械、装置及び事業用家屋等（わがまち特例）	最初の3年（2年延長） 令和3年4月1日～ 令和5年3月31日までに取得	0 （全額）	附則第69条	

※わがまち特例による固定資産税の特例措置を受ける場合は償却資産申告書の備考欄に「わがまち特例あり」と記入し、種類別明細書（増加資産、全資産用）の「資産の名称等」の欄に対象資産名及び型番、「摘要欄」に特例と記入してください。

※この他にも特例がありますので、地方税法（第349条の3、附則第15条）を確認のうえ、詳しい内容については税務課資産税係までお問い合わせください。

〔耐用年数表〕

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数	
1	構築物	構築物	アスファルト路面	10	工場緑化施設	7	野立看板 金属	20
		構築物	コンクリート路面、砂利道	15	庭園	20	農業用のもの 金属造	14
	建物附属設備	金属製塀	10	仮設建物	7	農業用のもの その他	8	
		建物附属設備	電気設備 その他のもの	15	キュービクル 高圧(電力)受電設備	15	アーケード・日よけ設備 金属	15
		建物附属設備	可動間仕切り 簡易なもの	3	屋外消火栓	8	昇降機設備	17
建物附属設備	可動間仕切り その他のもの	15	屋外給排水設備	15	冷暖房設備	15		
2	機械及び装置	機械及び装置	食料品製造業用設備	10	プラスチック製品製造業用設備	8	電気機械器具製造業用設備	7
		機械及び装置	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉	3	ゴム製品製造業用設備	9	情報通信機械器具製造業用設備	8
		機械及び装置	炭素繊維製造設備 その他の設備	7	金属被覆・彫刻業又は打はく・	6	輸送用機械器具製造業用設備	9
		機械及び装置	木材又は木製品製造業用設備	8	金属製ネームプレート製造業用設備		農業用設備	7
		機械及び装置	家具又は装備製品製造業用設備	11	金属加工機械製造設備	9	水道業用設備	18
		機械及び装置	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	業務用機械器具製造業用設備	7	通信業用設備	9
		機械及び装置	デジタル印刷システム設備	4	光ディスク製造設備	6	放送業用設備	6
		機械及び装置	製本業用設備	7	プリント配線基板製造設備	6	倉庫業用設備	12
		機械及び装置	新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備	3	フラットパネルディスプレイ、半導体	5	飲食料品小売業用設備	9
		機械及び装置	新聞業用設備 その他の設備	10	集積回路又は半導体素子製造設備		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		機械及び装置	印刷業又は印刷関連業用設備 その他の設備	10	ガス業 製造用設備	10	宿泊業用設備	10
		機械及び装置	半導体フォトレジスト製造設備	5	供給用設備 鋳鉄製導管	22	飲食店用設備	8
		機械及び装置	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	供給用設備 鋳鉄製導管以外の導管	13	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
		機械及び装置			供給用設備 需要者用計器	13	その他のサービス業用設備	12
		3	船舶	モーターボート	4	ボート、ヨット	5	
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4					
6	工具	工具	測定工具、検査工具	5	金型	2	切削工具	2
		工具	治具、取付工具	3				
	器具及び備品	器具及び備品	事務机、事務いす 金属製	15	パソコン サーバー用以外	4	理容・美容機器	5
		器具及び備品	事務机、事務いす その他	8	パソコン その他	5	消毒殺菌用機器	4
		器具及び備品	応接セット 接客業用	5	複写機、計算機	5	歯科診療用ユニット	7
		器具及び備品	応接セット その他	8	インターホン、放送用設備	6	レントゲン 移動式、救急医療用	4
		器具及び備品	ラジオ、テレビ、音響機器	5	電話設備、通信機器	10	レントゲン その他	6
		器具及び備品	冷暖房用機器	6	時計	10	パチンコ器	2
		器具及び備品	冷蔵庫、洗濯機	6	試験、測定機器	5	自動販売機、両替機	5

## 7. 実地調査のお願い

町では、償却資産における申告内容や未申告者の把握など適正かつ公平な課税に努めております。償却資産に関しては、地方税法第353条（質問検査権）及び第408号（実地調査）の規定に基づき、所有者の方から聞き取りや現地調査等を行いますので、ご協力をお願いいたします。上記調査以外にも地方税法第354条の2項に基づき、税務署に申告した所得税または法人税の申告書類の閲覧も随時行います。調査の結果、申告内容を訂正する必要がある場合は、取得年次等に応じて遡及させていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 8. 不申告や虚偽の申告をされた場合

資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられる場合がありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により罰金等を課せられることがあります。

# 償却資産申告書の記入例

参考までに申告書の記入例を掲載します。  
①から②⑤までの説明に従って記入してください。

① 個人の場合は所有者の住所又は居所を、法人の場合は本社(店)所在地を記入してください。

② 個人の場合は所有者の氏名及び屋号を、法人の場合は法人の名称及び代表者氏名を書いてください。ふりがなは必ず記入してください。

⑱ 令和4年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

⑳ 令和4年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

㉑ 令和4年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

㉒ ⑱ - ⑳ + ㉑の価額を種類別に記入してください。

		令和 年 月 日			令和 5 年度		
受付印 (あて先)		大泉町長 殿			償却資産申告		
所 1 住 所	(ふりがな) 〒370-0595	大泉町日の出1番1号 (電話 63-3111)					
有 2 氏 名	(ふりがな) 大泉リース株式会社	代表取締役 大泉 太郎					
者 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(屋号)						
資産の種類	取 得			価 額			計 (円)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	
1 構 築 物	18500000	4200000	1000000	18500000	4200000	1000000	23700000
2 機 械 及 び 装 置	16200000	1700000	2000000	16200000	1700000	2000000	19900000
3 船 船							
4 航 空 機							
5 車 両 及 び 運 搬 具							
6 工 具 器 具 及 び 備 品	4200000	700000	870000	4200000	700000	870000	5770000
7 合 計	38700000	6600000	3870000	38700000	6600000	3870000	49170000
資産の種類	評 価 額 (ホ)			※ 決 定 価 格 (ニ)			※ 備 考
	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	
1 構 築 物	23	24	25				
2 機 械 及 び 装 置							
3 船 船							
4 航 空 機							
5 車 両 及 び 運 搬 具							
6 工 具 器 具 及 び 備 品							
7 合 計							

㉓ ㉔ ㉕ 電算処理をしている事業所  
以外は記入不要です。

③ 納税義務者のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記入してください。

④ 事業種目を具体的に記入してください。  
 （例：電気機械器具製造販売業・自動車製造販売業等）  
 また、法人の場合は、資本金又は出資金の金額も記入してください。

⑤ 大泉町内で事業を開始した年月を記入してください。

⑥ この申告書について応答される方の氏名及び電話番号を記入してください。

⑦ 申告書の作成を税理士に依頼されている場合は、その方の氏名及び電話番号を記入してください。

⑧ 短縮耐用年数の有・無を○で囲んでください。  
 「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

⑨ 増加償却資産の有・無を○で囲んでください。  
 「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。

⑩ 非課税該当資産の有・無を○で囲んでください。

⑪ 課税標準の特例の有・無を○で囲んでください。

⑫ 特別償却又は圧縮記帳の有・無を○で囲んでください。  
 （償却資産の評価においては認められておりません。）

⑬ 税務会計上の償却方法を○で囲んでください。

⑭ 青色申告の有・無を○で囲んでください。

⑮ 大泉町内の資産の所在地を記入してください。

⑯ 借用資産（リース資産）がある場合は、貸主の住所・氏名を記入してください。

⑰ 事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

⑱ 資産の増減の有無等を記入してください。  
 その他、連絡事項等ありましたら記入してください。  
 わがまち特例による固定資産税の特例措置を受ける場合は「わがまち特例あり」と記入してください。

**提出用**

※ 所有者コード

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

第二十六号様式

③ 個人番号又は法人番号		⑧ 短縮耐用年数の承認	有・無
④ 事業種目 (資本金等の額)	総合リース業 (10 百万円)	⑨ 増加償却の届出	有・無
⑤ 事業開始年月	平成3年 5月	⑩ 非課税該当資産	有・無
⑥ この申告書に回答する者の氏名及び住所	経理課 小泉 (電話 63-3111)	⑪ 課税標準の特例	有・無
⑦ 税理士等の氏名	経理課 大川一郎 (電話 63-3111)	⑫ 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		⑬ 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		⑭ 青色申告	有・無
⑮ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 大泉町日の出1111 ② ③		
⑯ 借用資産 (有・無)	貸主の名称等		
⑰ 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家		
⑱ 備考(添付書類等)	異動なし 増加資産あり 減少資産あり		

果税標準額 (ト)

十億	百万	千	円

# 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

## (1)増加資産のある場合

令和 5 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用) 提出用										所有者名		枚のうち	
所有者コード												大泉リース株式会社		1 枚目	
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額			耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加率	摘要
01	2	0001	オフセット印刷機	1	R 3 4	3500000	10	0	2492763		2492763		1-2 3-4		
02	2	0002	丁合機	1	R 3 4	8500000	10	0	6053853		6053853		1-2 3-4		
03			種類別計	2		12000000	0		8546616		8546616		1-2 3-4		
04	6	0001	ノートパソコン	3	R 2 1	900000	4	0	222006		222006		1-2 3-4		
05			種類別計	3		900000	0		222006		222006		1-2 3-4		
06			総合計	5		12900000	0		8768622		8768622		1-2 3-4		
07							0						1-2 3-4		
08	6		コピー機	1	R 4 7	520000	5	0					1-2 3-4		
09	6		ノートパソコン (CV-3)	1	R 4 10	350000	4	0					1-2 3-4		

第二十六号様式別表一(控用)

- ① 初めて申告される方は、所有者コード欄は、記入しないでください。
- ② 所有者名欄は、必ず記入してください。
- ③ 用紙の枚数を記入してください。
- ④ 資産の種類は、1～6の数字で記入してください。(1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶  
4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具器具及び備品)
- ⑤ 資産コードは、いままで申告した資産が種類別に連番になっています。
- ⑥ 資産名欄は20桁以内で記入してください。わがまち特例を受ける場合は型番まで記入してください。
- ⑦ 数量の欄は、個・台等は省略してください。
- ⑧ 年号は、次の記号におきかえ記入してください。(令和→R 平成→H 昭和→S)
- ⑨ 取得価額を記入してください。不明の場合は見積価格を書き、摘要欄にその旨を記入してください。
- ⑩ 法定耐用年数を記入してください。
- ⑪ 電算処理を行っている事業所以外は、記入不要です。
- ⑫ 課税標準の特例を受ける資産や非課税該当資産は、該当条項を摘要欄に記入してください。

## (2)減少資産のある場合

第二十六号様式別表一(控用)

令和 5 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用) 提出用				所有者名		1枚のうち			
所有者コード						大泉リース株式会社		1枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却率	価額	課税標準額	増加事由	摘要
1-2	3-4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
01	2	0001	オフセット印刷機	1	R 3 4	3500000	10.0	2492763	2492763		
02	2	0002	丁合機	1	R 3 4	8500000	10.0	6053853	6053853		
03			種類別計	2		12000000	0.0	8546616	8546616		
04	6	0001	ノートパソコン	3	R 2 1	900000	4.0	222006	222006		廃棄
05			種類別計	3		900000	0.0	222006	222006		
06			総合計	5		12900000	0.0	8768622	8768622		
07							0.0				
08							0.0				
09							0.0				

- 前年までに、申告をされた償却資産について、減少した場合は、該当する資産の行を赤二本線で取消してください。
- 取消した行の摘要欄に、その事由を記入してください。

## (3)申告済となっている償却資産に修正が生じた場合

第二十六号様式別表一(控用)

令和 5 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用) 提出用				所有者名		1枚のうち			
所有者コード						大泉リース株式会社		1枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却率	価額	課税標準額	増加事由	摘要
1-2	3-4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
01	2	0001	オフセット印刷機	1	R 3 4	3500000	10.0	2492763	2492763		
02	2	0002	丁合機	1	R 3 4	8500000	10.0	6053853	6053853		
03			種類別計	2		12000000	0.0	8546616	8546616		
04	6	0001	ノートパソコン	2	R 2 1	600000	4.0	222006	222006		一部廃棄
05			種類別計	3		900000	0.0	222006	222006		
06			総合計	5		12900000	0.0	8768622	8768622		
07							0.0				
08							0.0				
09							0.0				

- 申告済の償却資産について修正箇所が生じた場合は、該当する項目を赤二本線で取消し、その上に楷書で記入してください。
- 該当する行の摘要欄にその事由を記入してください。

### お知らせ

減少資産の申告書用紙(第26号様式別表2)につきましては、送付いたしておりません。

「増加資産、全資産用」の用紙を使用し、減少、修正の処理ができるようになっておりますのでご協力をお願いいたします。

## 電子申告（e L T A X）について

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用して、オフィスや自宅からインターネットによる申告ができます。

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## 業種別の償却資産の具体例

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塙、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール、パーマ器、消毒殺菌器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール梱包装設備、給排水設備等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製水器、エレクター等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、放送設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャピレー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備・農業用器具等

### 提出前にもう一度ご確認をお願いいたします。

- 申告書の右下「18備考（添付書類等）」の該当する項目に○をつけていますか？  
（前年から変更のない場合は「異動なし」に○をお願いします。）
- 申告書に連絡先は記載してありますか？
- 申告書の控えについて返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封してありますか？
- 種類別明細書（増加資産、全資産用）の提出が必要な方は、「取得年月」、「取得価格」、「耐用年数」等を記載してありますか？

〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

大泉町役場

税務課 資産税係 行

←郵送で申告書を提出される方は、左のラベルを切り取り、封筒に貼り付けて送付してください。

（切手貼付必要。重量超過による切手の料金不足には十分ご注意ください。）